

辞めずに働き続けます

____年 ____月 ____日

日立ジョンソンコントロールズ空調（株）御中

氏名_____

私は辞めません

私の労働契約は過去に反復して更新されており、実質的に期間の定めのない労働契約と同視できるため、労働契約法19条の規定により、契約期間が終了しただけでは、客観的で合理的な理由のない雇い止めは出来ないことになっています。私は契約期間の満了後も、契約更新の申し込みを行い、辞めずに働き続けることを宣言します。

また、私は2018年4月以降も雇用契約を続ければ、2013年4月からの通算契約期間が5年を超えるため、労働契約法18条の規定により、私が会社に申し出ることにより、期間の定めのない雇用に転換することが出来ます。私は、期間の定めのない雇用に転換することを希望します。

以上

だれでも相談できます。

ローカルユニオン静岡（静岡県評内）

TEL 054-287-1293

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp

「無期転換ルール」の促進を
厚生労働省は、都道府県労働局長向け通達（平成28年（2016年）9月28日）において、「労働契約法の「無期転換ルール」の周知について」を発表しました。この中で厚労省は、「無期転換ルールの適用を免れる目的等で同ルール適用以前に雇い止めが行われる等の情報」を「把握した場合」には、「積極的に啓発指導」するよう指示しました。

この件については、参議院厚生労働委員会において、各地の労働局で問題が確認され次第、啓発指導していくということが確認されています。

また、別な通達では、無期転換ルールの定着促進に向けての内容の取組みも出されています。

清水事業所での現状はどうか
清水事業所では、ここ最近、期間社員やパート社員等の雇い止め及び派遣社員への転換が行われてきました。労働契約法の「無期転換ルール」の適用を免れるための雇い止めや、派遣社員への転換については、違法性があります。これまで更新を繰り返してきた期間社員等については、簡単に雇い止めはできません。

辞めない意志を明確に示そう
雇い止めの話が来たときに、口頭で辞めない意志を明確に示すことは、困難な場合もあります。そこで、パート社員、期間社員等である方は、文書で、辞める意志がないことを明確に示すことが重要です。（左記の記載例を参照）一人だけで悩まないで、共に取り組んでいきましょう。

日立ジョンソンコントロールズ空調
と関連会社で働く
人のネットワーク



2017年2・3月

No. 71

発行：オアシス
編集委員会
連絡先：多田義幸
TEL

090-9121-0602